

## ■高圧・特別高圧 JEPX スタンダードプランでの電力需給に関する重要事項説明書■

本書面は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の13及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第3条の12の定めに基づき交付するものです。

本書は、株式会社リミックスポイント（以下「当社」といいます）がお客さまに電力を供給する際の条件を概説したものです。詳細につきましては、当社の電力需給約款（以下「当社約款」といいます）等をご確認くださいようお願いいたします。

### 1. 電力需給契約のお申込みの方法

- ・「接続供給等に関する承諾書」を当社にご提出いただきます。
- ・「接続供給等に関する承諾書」ご提出後、お客さまのご都合により申込みを撤回される場合には、当社所定のキャンセル料（以下イ、ロ）を申し受けることがあります。

イ 契約書締結前のキャンセルは、一か月相当の託送基本料金金額

ロ 契約書締結後、供給開始に至るまでの間でのキャンセルは、以下の算定式により算出された額を申し受けます。

電力需給契約に基づく託送基本料金単価 × 電力需給契約において記載した契約電力 × （当該契約期間の残余料金算定期間数 + 解約日の属する料金算定期間の日数/30日） + 本契約開始又は本契約更新適用日から解約通知日の前料金算定期間までに支払った託送電力量料金、電力量料金及び需給管理料金の20%を合計した額

いずれの場合も、一般送配電事業者（以下「送配電事業者」といいます）から申込みの取消しに伴う工事費等の請求が当社になされた場合、当社はその工事費等に相当する金額をお客さまに申し受けます。

### 2. 電力需給の開始の予定年月日

当社は、お客さまとの間で電力需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後に、お客さまに電力を供給します。

### 3. 電気料金及びその額の算出方法等

- ・常時供給電力の1料金算定期間の料金は、次の方法で算定した託送基本料金、託送電力量料金、電力量料金及び需給管理料金を合計したものとします。

- ・託送基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、以下の算式により算定される金額とします。

託送基本料金 = 託送基本料金単価 × 契約電力 × (1.85 - 力率/100)

- ・上記にかかわらず、お客さまが当該月にまったく電力を使用しない場合には、託送基本料金は、以下の算式により算定される金額とします。

託送基本料金 = 託送基本料金単価 × 契約電力 × 0.5

- ・託送電力量料金は、その1料金算定期間の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と、時間帯ごとに定めた託送電力量料金単価によって次の算式により算定される金額とします。

託送電力量料金 = 託送電力量料金単価 × 使用電力量

- ・電力量料金は、その1料金算定期間の時間帯ごとの常時供給電力の接続対象電力量（使用電力量を送配電事業者が定めるエリアの損失率を割り戻した電力量をいいます。）と、時間帯ごとに定めたエリアプライスとスポット取引手数料によって次の算式により算定される金額とします。

電力量料金 = 接続対象電力量 × (エリアプライス + スポット取引手数料) × 1.1 (消費税等相当額)

- ・需給管理料金は、その1料金算定期間の常時供給電力の使用電力量と需給管理単価によって次の算式により算定される金額とします。なお、需給管理単価は、電力需給契約に定めるものとします。

需給管理料金 = 使用電力量 × 需給管理単価

- ・料金には再生可能エネルギー発電促進賦課金の額を加算します。詳しくは当社約款でご確認ください。

- ・燃料費調整額は当プランではございません。

- ・需要場所を管轄する送配電事業者が通信工事等を行う場合があります。なお、お客さまの所有設備として配管工事等が必要となる場合には、お客さまからご負担いただくことがあります。

- ・送配電事業者の託送供給等約款に基づき送配電事業者から工事費の負担を求められた場合には、当社は、その実費を工事負担金としてお客さまから申し受けます。

### 4. その他ご負担いただく費用等

お客さまが支払期日を経過してもなお料金又は工事負担金等を支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、年利10%の割合で延滞利息を申し受けます。

### 5. 電気料金、工事負担金等のお支払いの方法

原則としてお客さま指定のクレジットカード支払いとしますが、お客さまと当社との合意によりお客さま指定の金融機関口座からの口座振替、または当社指定口座への振込によってもお支払いいただけます。

### 6. 契約電力の値又はその決定方法

- ・高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合及び特別高圧で供給する場合の契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めるものとします。

- ・高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット未満の場合、1料金算定期間の契約電力は、原則として、当該1料金算定期間の最大需要電力とその直前の11料金算定期間の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

### 7. 供給電圧及び周波数

<供給電圧>

特別高圧電力の供給電圧は、標準電圧 20,000 ボルト以上とします。

高圧電力の供給電圧は、標準電圧 6,000 ボルトとします。

<周波数>

周波数は、お客さまのお住まいの区域ごとに以下のとおりとなります。

(北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内)

50 ヘルツ(ただし、新潟県妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)  
(中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内、九州電力送配電管内)  
60 ヘルツ(ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ)

## 8. 使用電力(量)の計測方法及び料金調定の方法

- ・使用電力量及び接続対象電力量は、送配電事業者の設置した記録型電力計量器により計量された値とし、30分毎に計測するものとします。
- ・料金の算定期間は、前月の計量日(電力供給開始時には電力供給開始日)から当月の計量日の前日までの期間とします。

## 9. 託送供給等約款に定められたお客さまの責任に関する事項等

- ・当社が本契約の遂行上需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社および送配電事業者の立ち入りおよび業務の実施について、ご協力いただきます。
- ・託送供給の実施に伴い、送配電事業者が施設し、所有する設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について、ご協力いただきます。
- ・お客さまは、以下の場合に、当社および送配電事業者に対して速やかにその旨を通知していただきます。
  - イ お客さまが、引込線、計量器等、送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ・お客さまが送配電事業者又は当社の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を送配電事業者及び当社に通知していただきます。
- ・電圧又は周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置をお客さまに講じていただきます。
- ・その他の託送供給等約款に定める需要者に関する事項について、お客さまには遵守していただきます。

## 10. 電力需給契約の契約期間及び更新に関する事項

契約期間は、原則として電力需給契約書において定めるものとしますが、電力需給契約書に明記がない場合には、電力需給契約の成立日から料金適用開始日以降1年目までの日とします。契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合には、原則として1年間更新され、その後も同様とします。

この場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明(電磁的方法等の当社が適当と判断した方法により行います。)すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項(関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日および供給地点特定番号を含みます。)のみを記載すれば足りるものとします。

## 11. 電力需給契約の変更又は解除に関する事項

### (1) お客さまによる契約電力の変更

- ・お客さまは、電力需給契約を締結した日から1契約期間内(原則として12ヶ月(12料金算定期間)とします。更新した後の契約期間も該当します。以下、同じです。)は、原則として契約電力を減少することはできません。
- ・お客さまが契約電力の増加又は減少を希望する場合は、原則として変更希望日の1ヶ月前までに当社に書面で通知していただき、当社の書面による承諾を得るものとします。

### (2) お客さまによる電力需給契約の解約

- ・お客さまは、電力需給契約を締結した日から1契約期間内には、原則として解約することができません。
- ・上記にかかわらず、電力需給契約の契約期間内にお客さまが解約を希望する場合には、解約希望日の3ヶ月前までに当社に書面で通知していただくことで、解約を申し出た該当月の3ヶ月後を解約日として解約することができます。

### (3) お客さまのお申し出による契約変更・解約に伴う費用

- ・需給開始日又は契約電力増加日の日から1年未満の契約電力の減少又は電力需給契約の解約に際して、当社は、工事費等、送配電事業者から当社に請求された実費をお客さまから申し受けます。電力需給契約締結後需給開始しなかった場合にも、供給準備において発生し送配電事業者から当社に請求された費用をお客さまから申し受けます。
- ・お客さまが需給開始日又は契約電力増加日から1年未満の期間内に契約電力の減少を希望される場合、当社は、当社約款15条(1)ハに定める算定式に基づいて算出された金額をお客さまから申し受けます。詳しくは、当社約款をご確認ください。
- ・お客さまが電力需給契約の契約期間内に契約の解約を希望される場合、当社は、当社約款15条(2)ニに定める算定式に基づいて算出された金額をお客さまから申し受けます。詳しくは、当社約款をご確認ください。

### (4) 当社からの申し出による契約変更

・当社は、次の各号のいずれかに該当する場合または当社が必要と判断したときは、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、所定の Web サイトへの掲載等の電磁的方法その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により、あらかじめその効力発生日を定めて、お客さまにお知らせします。

イ 送配電事業者の定める託送供給等約款その他関連する供給条件が改定された場合、法令や条例および規則等の改正により本約款変更の必要が生じた場合、消費税法・石油石炭税法・再生可能エネルギー発電促進賦課金制度等、その他の租税公課が変更された場合

ロ みなし小売電気事業者の電気料金その他の供給条件についての約款等の改定により、電力調達費に係る係数等が変更された場合

・当社が本約款を変更する場合において、電力需給契約に定める電気料金単価その他の供給条件(以下「電気料金単価等」といいます。)を変更する必要があるときは、当社は、需給契約の契約期間中であっても、次の手順によって電力需給契約に定める電気料金単価等を変更することができます。

イ 当社は、電力需給契約に定める電気料金単価等の変更内容および当該変更の効力発生日を記載した書面(以下「変更通知書」といいます。)を、事前に、当社が適当と判断した方法によってお客さまに交付することにより、お客さまに当該変更の申し出をします。

ロ 上記イの申し出が行なわれた場合において、お客さまが変更通知書に記載された当社の新たな電気料金単価等に異議がある場合には、お客さまは、本約款第 15 条(契約の変更または解約)の定めによらず、変更通知書に記載された効力発生日の 15 日前(以下「変更異議申出期限」といいます。)までに、当社へ電力需給契約の廃止の申し出をすることにより本契約を解約することができるものとします。なお、変更通知書の作成日以降、お客さまから変更異議申出期限までに当社への電力需給契約の廃止に係る申し出がない場合には、お客さまが変更通知書に記載の新たな電気料金単価等を承諾したものとみなし、当社は、変更通知書に記載された効力発生日より変更通知書に記載された新たな電気料金単価等を適用します。

・当社または媒介者等は、本条の規定により本約款を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称および住所、契約年月日および供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。また、当該変更が法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他電力需給契約の実質的な変更を伴わないものである場合の電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明(電磁的方法等の当社が適当と判断した方法により行います。)については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、これを行わないものとします。なお、お客さまには、本項の定めをあらかじめ承諾していただきます。

#### (5)当社からの申し出による解約

・当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合などは、電力需給契約を解除することができます。詳しくは、当社約款をご確認ください。

- イ 本契約に定める義務を履行せず、相当な期間を定めて是正の催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正されない場合。
- ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合。
- ハ 解散した場合(合併による解散を除きます。)
- ニ 支払停止または支払不能の状態に陥った場合。
- ホ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合。
- ヘ お客さまが料金の支払期日を経過しても支払わない場合。
- ト お客さまが料金以外の電力需給契約に基づく債務を支払わない場合。
- チ お客さまが当社に通知することなく、需要場所から移転し電力を使用していないことが明らかな場合。
- リ 送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。

## 12. 損害賠償及び契約超過金

### (1)損害賠償

・お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電力を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、又は一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額をお客さまから申し受けます。なお、免れた金額とは、電力需給契約及び約款に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。

・お客さまが故意又は過失によってお客さまの需要場所内の当社又は送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し又は亡失した場合は、当社が受けた損害について賠償していただきます。

### (2)契約超過金

契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電力を使用した場合には、当社の責めに帰すべき事由である場合を除き、契約超過電力(当該1料金算定期間の最大需要電力から当該1料金算定期間の契約電力を差し引いた値)に託送基本料金単価を乗じて得た金額を力率により割引又は割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。

## 13. 電気の使用方法

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担に必要な対策を行って電気を使用していただきます。

## 14. 再生可能エネルギー電力供給

「RE-MAX プラン」および「RE-MIX プラン」においては、当社調達の電力(JEPX 等)に非化石証書を組み合わせることにより、実質的に再生可能エネルギーとなる電気を供給いたします。

## 15. その他

当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

### ■ お客さまに関する情報の取扱いに関する事項

- ・電力需給契約により知り得たお客さまに関する情報(以下「お客さま情報」といいます)については、本人確認、与信管理、電力需給管理及びこれに附帯するサービスの実施、料金の計算・請求、工事・保守・障害対応、これらに関するお客さまへの連絡、サービスの改善向上、その他電力需給契約の履行に必要な範囲内で利用するものとします。なお、電力需給契約が終了した後においても、上記目的の範囲内でお客さまに関する情報を利用することがあります。
- ・お客さま情報については、当社は、電力需給契約の履行に必要な範囲内で、送配電事業者及び電力需給に関する業務の委託先に提供することがあります。

### ■ 反社会的勢力の排除に関する事項

- ・お客さま及び当社は、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)及び以下のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
  - イ 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - ハ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ニ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ・お客さま及び当社は、相手方が上記に定める事由のいずれかにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに電力需給契約を解除することができるものとします。
- ・その他、反社会的勢力の排除に関する事項については、当社約款をご確認ください。

※株式会社リミックスポイントの電気に関する苦情・お問い合わせ及び契約の変更・解除のお申し出はカスタマーセンターへ

小売電気事業者:株式会社リミックスポイント  
(登録番号:A0090)  
東京都港区虎ノ門4丁目3番9号  
住友新虎ノ門ビル2階

リミックスポイント カスタマーセンター

**TEL:03-6303-0332**

土曜・日曜・祝日を除く平日10時00分～18時00分

(但し年末年始(12/28～1/3)を除く)

※電力需給契約の締結の媒介、取次、代理を行う者の業務方法に  
関する苦情及び問い合わせについても、小売電気事業者である  
当社が対応いたします。

電子メールアドレス: [energy@remixpoint.co.jp](mailto:energy@remixpoint.co.jp)

代理店(媒介者):

(代理店向け)会社名・連絡先(電話番号)を押印・記載下さい